

1 回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 4 「病害虫無発生地域設定 の要件」の改正

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

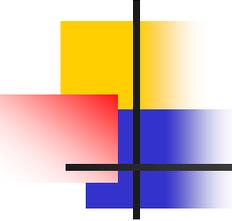
- 1995年に採択された本基準は、策定後、長年が経過し、新たな情報や考え方も出てきていることから、2009年の基準委員会(SC)で改正することが決定。

基準策定の目的

- 病害虫無発生地域（PFA）の現在の考え方に合った内容に改正。

改正内容の概要

- PFAの設定・維持の要件に関するセクションを再編成し、要件を現在の考え方に合った詳細な内容に改正。
- 必要な項目に関するセクションを新設。



これまでの経緯

- 2009年11月 基準委員会が本基準の改訂を行うよう推奨
- 2010年3月 IPPC総会で優先度の高いトピックに追加
- 2013年11月 基準委員会が仕様書を承認
- 2020年12月～
2021年1月 専門家作業部会による改正案の作成
- 2021年7～9月 1回目加盟国協議

ISPM 4 「PFAの設定に関する要件」 の構成（現行）

1. PFAの一般要件

1.1 PFA の決定

1.2 PFA の設定及び維持

1.2.1 無発生を設定するためのシステム

1.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置

1.2.3 無発生が維持されていることを確認するチェック

1.3 文書化及び見直し

2. 各種PFA の特定の要件

2.1 一国全体

2.2 限定的な発生地域が存在する国の無発生部分

2.3 全体的発生地域内にある国の無発生部分

ISPM 4 「PFAの設定に関する要件」 の構成（改正案）①

1. PFAの開始

- 1.1 管理されるべき有害動植物及び地域
- 1.2 地域にふさわしい生態学的条件
- 1.3 地域の特定

2. PFAの設定

- 2.1 設定前のサーベイランス活動
- 2.2 規制品目の移動の管理
- 2.3 適切な場合の緩衝地帯の設定（新設）
- 2.4 PFAの国家宣言（新設）

ISPM 4 「PFAの設定に関する要件」 の構成（改正案）②

3. PFAの維持

3.1 法的枠組み

3.2 PFAの維持のためのサーベイランス

3.3 データ収集と記録管理

3.4 有害動植物発見の通報

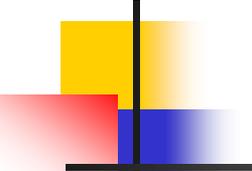
3.5 突発的発生への対応を含む是正措置計画（新設）

4. 検証と定期的な見直し

5. 文書化と記録管理

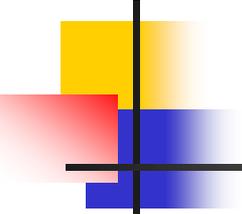
6. 通告と利害関係者の関与（新設）

7. PFAの承認（新設）



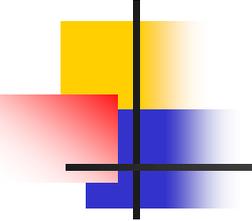
セクションの再編成①

現行	改正案	備考
1.1 PFA の決定	1.1 管理されるべき有害動植物及び地域 1.2 地域にふさわしい生態学的条件 1.3 地域の特定	セクションの分割 内容の改正
1.2.1 無発生を設定するためのシステム	2.1 設定前のサーベイランス活動	セクションの移動 具体的な情報の追加
1.2.2 無発生を維持するための植物検疫措置	2.2 規制品目の移動の管理 3.1 法的枠組み	セクションの移動・再編成 具体的な情報の追加
1.2.3 無発生が維持されていることを確認するチェック	3.2 PFAの維持のためのサーベイランス 3.4 有害動植物発見の通報	セクションの移動 具体的な情報の追加
1.3 文書化及び見直し	3.3 データ収集と記録管理 4. 検証と定期的な見直し 5. 文書化と記録管理	セクションの移動 具体的な情報の追加



セクションの再編成②

現行	改正案	備考
2. 各種PFA の特定の要件	—	セクションの廃止
—	2.3 適切な場合の緩衝地帯の設定	セクションの新設
—	2.4 国家によるPFAの宣言	セクションの新設
—	3.5 突発的発生への対応を含む是正措置計画	セクションの新設
—	6. 通告と利害関係者の関与	セクションの新設
—	7. PFAの承認	セクションの新設

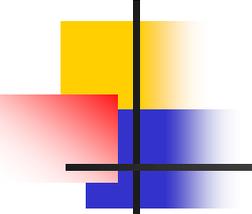


1. PFAの開始①

現行「1.1 PFA の決定」が3つのセクション（1.1～1.3）に分割され、PFA設置に向けて検討すべき要件が示された。

1.1 管理されるべき有害動植物及び地域

- PFAを開始するときNPPO（国家植物防疫機関）は対象となる有害動植物及び地域を特定すべき。
- 地域は国全体、国の一部又は複数の国のすべて若しくは一部となりうる。



1. PFAの開始②

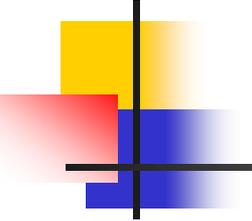
1.2 地域にふさわしい生態学的条件

- NPPOは、その地域における寄主植物の存在を確認すべき。
- 有害動植物のその地域の寄主感受性の潜在的な違い、気候への適合性、その地域への入り込みと定着の可能性等も考慮すべき。

【改正点：寄主植物等の生態学的条件の確認に関するセクションを設置】

1.3 地域の確認

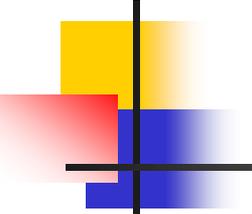
- PFAと考えられる地域の情報は、NPPOが有害動植物が発生していない証拠を提供する場合等に確認しやすくするために具体的にすべき。
- 水域、山、砂漠等、別の地域への有害動植物の移動を妨げる自然の障壁によってPFAの境界を設定することができる。



2. PFAの設定①

2.1 設定前のサーベイランス活動

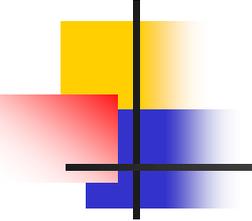
- ISPM 6（サーベイランス）及びISPM 8（地域の有害動植物ステータスの決定）の要件に従ってサーベイランスを実施すべき。
- サーベイランスのレベルは、病害虫リスク評価の結果に基づくべき。
- 有害動植物ステータスがISPM 8で定める「未発生：有害動植物の記録はない」である場合は、PFAの設定が要求されるべきではない。
- PFAの枠組みでのサーベイランスは、有害動植物の分布と数の決定、有害動植物個体群の境界設定等を目的として使用可能。



2. PFAの設定②

2.2 規制品目の移動の管理

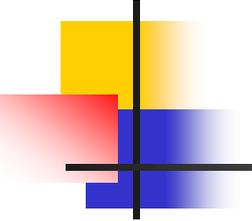
- ・ 有害動植物のPFAへの入り込みを防ぐために、規制品目の移動に対する適切な管理を行うべき。
- ・ 移動の管理は、病害虫リスク評価の結果に基づき、管理には以下を含むべき。
 - 規制有害動植物のリストに該当有害動植物を含めること
 - 輸入経路及び管理が必要な品目を規制
 - 規制品目のPFAへの移動又はPFAの通過について、国内制限又はその他の措置を課して管理すること
 - 規制品目の検査、関連する文書の検査、不適合である場合に必要であれば適切な植物検疫措置の適用



2. PFAの設定③

2.3 適切な場合の緩衝地帯の設定 (新設)

- ・ PFAの地理的隔離では有害動植物の地域への自然まん延を十分に防ぐことができない場合は、緩衝地帯の設定を検討すべき。
- ・ 緩衝地帯の有害動植物の個体群が許容水準以下であることをサーベイランスにより検証すべき。
- ・ 緩衝地帯の範囲は、有害動植物の個体数がPFAに自然まん延する可能性がない距離に基づきNPPOが決定。
- ・ NPPOは地図を用いて緩衝地帯の境界を記載すべき。

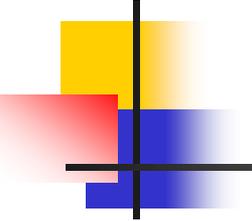


2. PFAの設定④

2.4 PFAの国家宣言（新設）

NPPOは、対象地域が以下に該当する場合、有害動植物が無発生であるとの宣言を行うべき。

- ・ ISPM 8に基づき有害動植物ステータスはないと確認された場合 又は
- ・ ISPM 9（有害動植物の根絶計画のためのガイドライン）に基づき、想定されているPFAからの有害動植物の根絶が初めて達成された場合

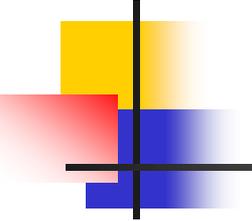


3. PFAの維持①

3.1 法的枠組み

PFAの維持を確保するため、以下の点について法的枠組みを作る必要。

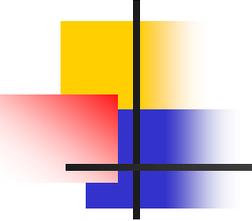
- ・ 規制品目の移動管理（規制品目の移動によって有害動植物がPFAに持ち込まれないようにするため）
- ・ 必要な場合は、調査の強化をルール化した緩衝地帯の設定（有害動植物の自然分散を早期に発見するため）
- ・ PFAに持ち込まれた又はPFA内を移動する規制品目の追跡（植物検疫措置や適正な防除措置を時宜に応じて行えるようにするため）



3. PFAの維持②

3.2 PFA維持のためのサーベイランス

- ・ PFAが維持されていることを確認するために、定期的なサーベイランスを行うべき。
- ・ 一般サーベイランスで十分か、又は特定サーベイランスを実施すべきかは、病害虫リスク評価の結果に基づくべき。
- ・ 有害動植物がPFA及び周辺地域に持ち込まれたことがなく、今までPFAでの存在の記録がなければ、一般サーベイランスで十分としても良い。
- ・ 早期発見のための特定サーベイランスのタイプ・頻度はリスク評価に基づくべき。



3. PFAの維持③

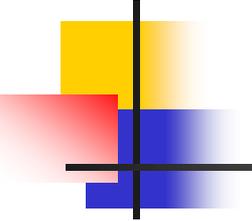
3.3 データ収集と記録管理

サーベイランスで収集したデータを保存し、追跡と検証が可能なように十分な期間利用できるようにしておくべき。

(PFA設置等の他の項目を含めた記録管理は、セクション5に記載)

3.4. 有害動植物発見の通報

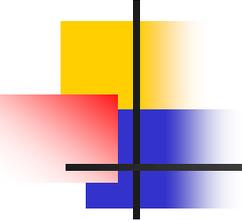
有害動植物の発見が直ちにNPPO（又はNPPOに委任された権限のある当局）に通報され、確認されるために報告の枠組みを確立すべき。



3. PFAの維持④

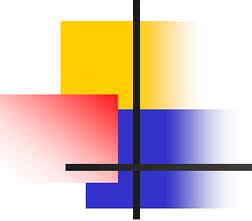
3.5 突発的発生への対応を含む是正措置計画（新設）

- PFAで有害動植物が発見された場合、NPPOは是正措置の種類を決定すべき。
- 有害動植物を直ちに除去できる又は定着のリスクがない限り、以下の根絶計画を実施すべき。
 - 発生地域を区切るための境界設定調査
 - 突発的発生地域でのサーベイランス強化
 - 防除措置の実施
 - PFAステータスの停止、回復又は撤回に関する規定（ISPM9に準じた根絶成功の基準の設定）



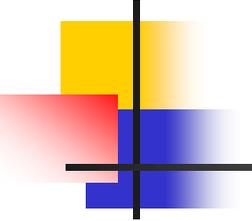
4. 検証と定期的な見直し

- PFA維持計画の効果を定期的に見直すべき。
- NPPOは問題点を修正し、有害動植物等に関する新しい情報を組み込み、計画の改善ができるようにすべき。
- 行政上の活動を含むPFA維持計画は、監査によって検証されるべき。
- 規制品目の移動を追跡することによって、PFAにおける植物検疫要件に従っていたかを検証できるようにすべき。



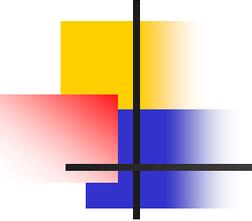
5. 文書化と記録管理

- PFAの設定と維持に使用される植物検疫措置を適切に文書化すべき。
- 文書は定期的に見直し・更新され、是正措置を含むべき。
- NPPOは、有害動植物の生態に応じて記録を24か月以上保持すべき。



6. 通告と利害関係者の関与 (新設)

- 透明性を確保するため、PFAの設定に関する情報は、有害動植物の無発生を裏付ける証拠として、輸入国のNPPOに提供すべき。また、関係する利害関係者に閲覧可能とすべき。
- 輸入国のNPPOの要求に応じて、PFAの維持に関する情報を提供すべき。突発的発生に関する情報も利害関係者や加盟国に提供すべき。
- NPPOは利害関係者に影響を与える可能性があるため、利害関係者とのパートナーシップを確立。
- NPPOは、有害動植物の発見を報告する仕組み、確立された植物検疫措置及びPFAステータスを維持することの重要性等を啓発することが奨励される。



7. PFAの承認 (新設)

二国間交渉によるPFAの承認は、ISPM 29（有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の承認）に従って行われるべき。